

(4) 農林水産物の安全・安心の確立

① 赤土等流出防止対策の推進

【主な事業】

○水質保全対策事業（耕土流出防止型）

【取組状況】

沖縄県は、農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び役割を踏まえ、亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など地域特性を活かせる効果的な農業・農村振興策を推進してきた。その施策の一環として、恵まれた自然及び生活環境の保全のため、平成7年に「沖縄県赤土等流出防止条例」を施行した。

農村地域の環境に配慮しつつ、農業・農村整備を実施する上で、より一層の赤土等流出防止対策を徹底させるため、新たな整備地区については、既存事業の中で対策をとることとし、既存整備地区については「水質保全対策事業（耕土流出防止型）」を導入・再整備を行い、赤土等流出防止対策の強化を図ってきた。具体的には、発生源対策として、ほ場勾配の抑制・グリーンベルト・法面保護等の整備、流出防止対策として、畦畔、土砂溜枦、排水路、沈砂池等の整備を地域特性に応じて多彩な方法により実施してきた。

水質保全対策の整備状況

(平成27年度)

工 種	項 目	県全体	北部	中部	南部	宮古	八重山
水質保全対策整備	要整備量 (ha)	17,600 (3,648)	7,925 (725)	1,359 (39)	3,550 (426)	364 (0)	4,402 (2,458)
	整備済 (ha)	6,213 (2,206)	1,821 (366)	431 (0)	833 (209)	118 (0)	3,009 (1,631)
	整備率 (%)	35.3 (60.5)	23.0 (50.5)	31.7 (0)	23.5 (49.1)	32.3 (0)	68.4 (66.3)

※ () は、重点監視区域内の水質保全対策整備



グリーンベルト



沈砂池



複合的に整備した赤土等流出防止対策施設

【課題】

赤土等流出防止対策として、平成5年度から水質保全対策事業を導入し、既存事業による対策と併せて実施している。引き続き、平成33年度を目標達成年度として、事業を推進していく。

○赤土等流出防止対策に係る各種事業導入に関しては、営農活動や用地取得の合意形成等に係る地元調整が必要不可欠であるため、これまでの整備の進捗率は比較的ゆるやかなものとなっている。

○平成25年度に沖縄県が策定した「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」（以下、基本計画）では、沖縄県全域に設定した海域において、陸域からの赤土等年間流出量を調査し、流出推定量を算出しており、平成23年度の赤土等流出量推定量を基準として、今後の陸域からの流出量の削減目標を定めている。基本計画で対象となる流域に散在する農地からの流出量は、（平成13年度と平成23年度の調査比較において）対策事業を実施したことにより、減少している。ただ、基本計画の対象とする流域全体からの赤土等流出推定量に占める農地からの流出推定量の割合が、相対的に増加していることから、各種対策事業において、さらなる対策の加速が求められる。

○過去に土地改良事業を行った農地での対策による効果が進む一方で、未整備農地からの流出対策が課題となっている。



【取組方針】

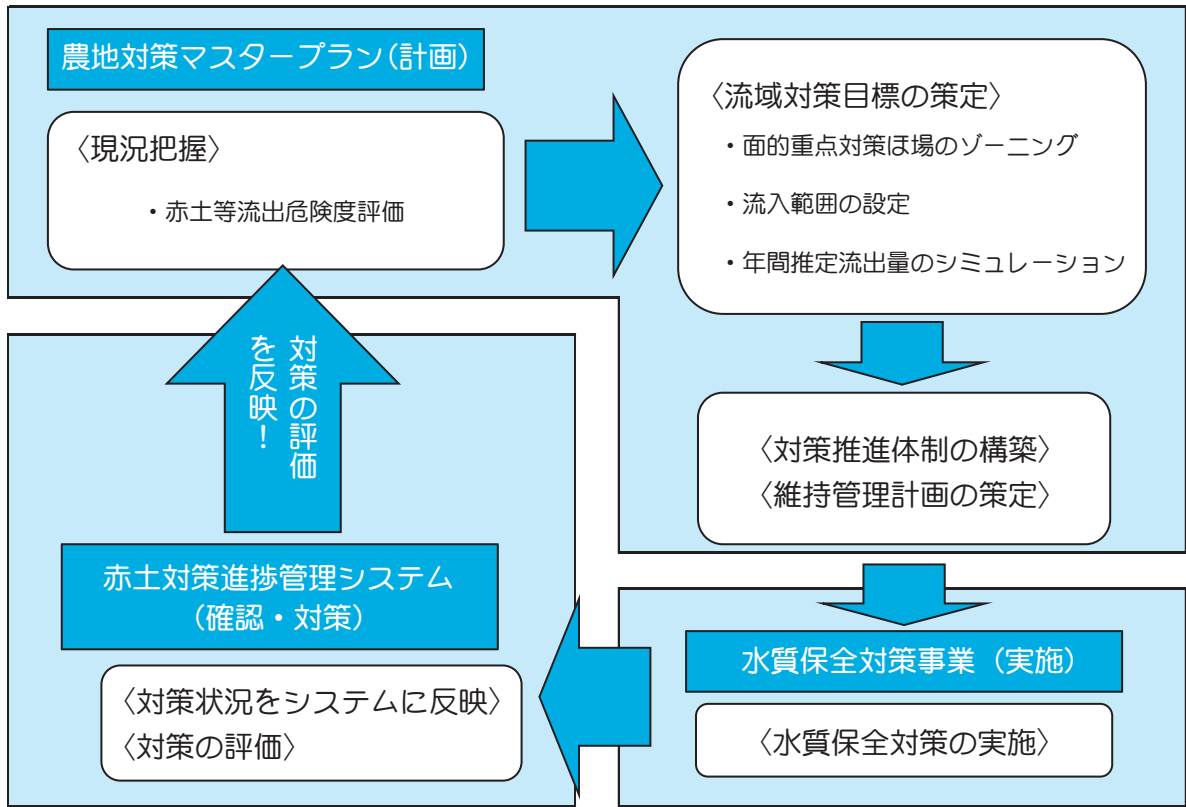
○水質保全対策事業（耕土流出防止型）や既存事業による農地の勾配抑制、沈砂池設置、グリーンベルト等の推進を図ってきた。今後は、基本計画において各海域のうち、赤土等の流出・堆積が著しいエリアである「重点監視区域」を中心に事業展開を図るとともに、円滑な事業の推進及びその総合的対策を進捗管理し、効果的な事業をさらに推進する。

○農地からの赤土等流出防止の営農及び土木の総合的かつ効率的な対策を定めた「赤土等流出防止農地対策マスタープラン」が市町村別に新規策定及び見直しを図られるよう支援する。

○赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な対策を推進する。

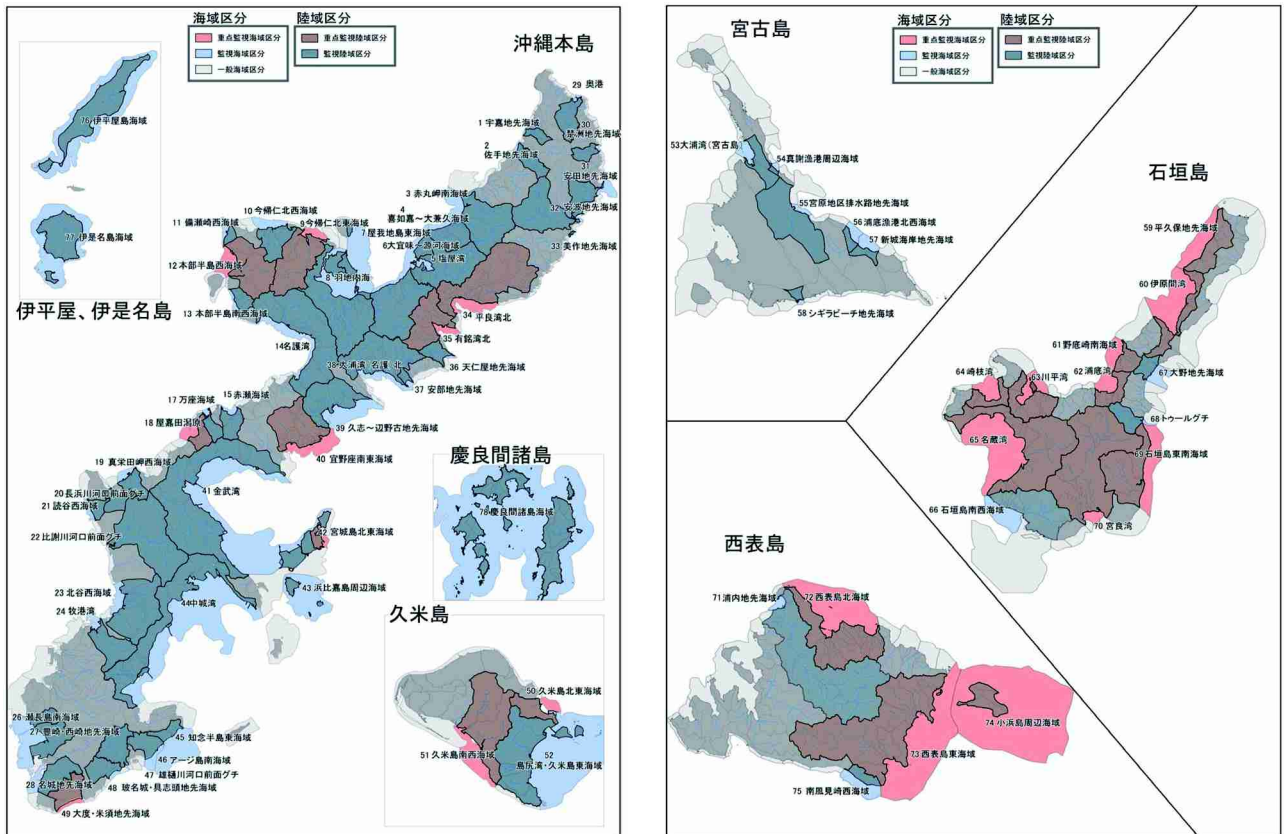
○地域協議会の設立や活動の支援など地域や住民と一体となった取組を進め、持続的かつ効率的な赤土等流出防止対策を推進していく。

赤土等流出防止対策への取組



Ⅱ 農業農村整備の展開方向

重点監視区域の指定状況



(沖縄県赤土等流出防止対策基本計画(平成25年度)より抜粋)